

<p>○ 岡山県職員措置請求に基づく勧告に対する措置結果の公表</p> <p><b>【監査公表】</b></p>	<p>目次</p>	<p><b>岡山県公報</b></p>
<p>監査事務局</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	



◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定により、平成二十三年四月二十二日付けで、請求人特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま代表者代表幹事光成卓明から提出のあった岡山県職員措置請求に基づいて監査を行い、岡山県知事にした勧告に対し、同条第九項の規定により、岡山県知事からその措置結果について通知があつたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十三年九月六日

岡山県監査委員 前 川 治

岡山県監査委員 大 森 礼 子

# 平成23年9月6日 岡山県公報 号外

岡議総第107号

平成23年8月31日

岡山県代表監査委員 前 川 治 殿

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県職員措置請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（通知）

平成23年6月20日付け、岡監発第49号の岡山県職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告を踏まえ、次のとおり措置を講ずることとしたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

## 記

当該監査結果において、返還を命ずる等、必要な措置を講ずるよう勧告を受けた平成21年度政務調査費の交付対象議員7名（返還すべき額209,963円）のうち、6名については、本日までに本人による平成21年度政務調査費収支報告書の修正により、返還すべき額101,983円全額が県に返還された。

返還がなされなかった福田通雅議員に係る返還すべき額（107,980円）については、同人に対し、平成23年8月31日付けで返還を請求した。